

## 合併公告

令和5年5月31日

株主及び債権者各位

東京都墨田区亀沢一丁目1番15号  
チムニー株式会社  
代表取締役 茨田篤司

当社（甲）は、合併により株式会社シーズライフ（乙、東京都墨田区両国三丁目22番6号）の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

効力発生日は令和5年7月1日であり、甲の株主総会決議は令和5年6月20日を予定しており、乙は会社法第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

### 記

1. この合併に反対の株主は本公告掲載日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

会社法第797条第1項の規定に基づき、本合併に反対で、株式買取請求を行使される株主様は、本合併の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、①本合併に反対で株式買取請求をする旨、②買取請求者（株主様）の氏名または名称、住所、ご連絡先の電話番号、③株式買取請求に係る株式の数、④株式買取請求に係る株式が記録されている振替口座を開設している口座管理機関（証券会社）の名称及び、⑤株主様の加入者口座コード（21桁）を、書面により当社にご通知ください。また、このご通知にあたっては、買取請求に係る株式が記録されている振替口座を開設する口座管理機関に対して、以下に記載の買取口座に当該株式の振替申請を行うとともに、個別株主通知の申し出の取次請求を行っていただきますようお願い申し上げます。なお、当社指定の口座への振替は、令和5年6月30日までに完了されるようお願い申し上げます。具体的に必要となる期間やお手続きにつきましては、ご利用口座管理機関により異なりますので、お早めにご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

振替先口座（買取口座）管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
口座名義人	チムニー株式会社
当社の加入者口座コード	0028871-1472-88-80000000

2. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は以下のとおりです。

(甲) 金融商品取引法により有価証券報告書提出済

(乙) 次のとおりです。

第12期決算公告		令和5年5月31日
東京都墨田区両国三丁目22番6号		
株式会社シーズライフ		
代表取締役 江口友幸		
貸借対照表の要旨 (令和4年3月31日現在)		
科 目		金 額(千円)
資 産 部	流動資産	267,075
	固定資産	32,372
	<b>合計</b>	<b>299,447</b>
負 債 及 び 純 資 産 部	流動負債	100,201
	固定負債	125,626
	株主資本	73,620
	資本金	9,000
	利益剰余金	64,620
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	64,620 ( 88,758)
	<b>合計</b>	<b>299,447</b>

以上